

時短要請協力金の概要

有明保健所管内の酒類を提供する飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴い、全面的に協力いただいた事業者の方々(店舗ごと)に協力金を支給する。

1 要請期間

令和3年5月6日(木) 21時～ 令和3年5月20日(木) 5時

※令和3年6月1日(火) 5時 に期間延長

2 対象区域

有明保健所管内(荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町)

3 対象者

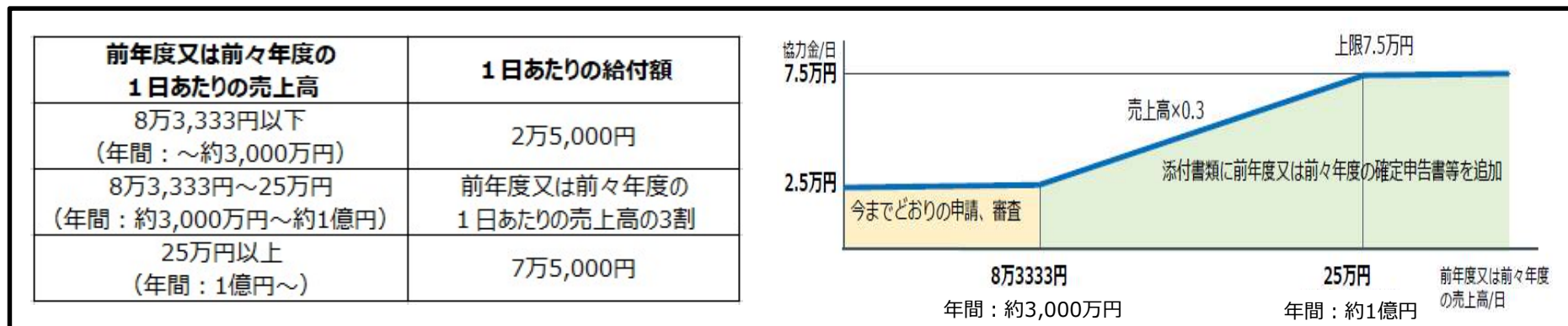
21時以降も営業している酒類を提供する飲食店等(約500店)

4 要請内容

営業時間を21時までに短縮(酒類提供のオーダーストップは20時30分まで)

5 交付額

<中小企業等(売上高方式)>



<大企業(売上高減少方式)> ※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額: 20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×3割の低い方

◇コールセンター: 受付時間は平日9時~17時
(※5/9までの土日祝日は9時~17時で受付)

Tel: 096-333-2828、096-213-7090

◇飲食店見回り実施予定